

目次

1. 憲法
2. 行政法
3. 民法
4. 商法
5. 民事訴訟法
6. 刑法
7. 刑事訴訟法
8. 民事訴訟実務の基礎
9. 刑事訴訟実務の基礎
10. 法曹倫理

はじめに

これは、「日本大学大学院法務研究科における教育到達目標の基本的考え方について」(平成24年2月16日分科委員会決定)第2項に基づいて、10の領域ごとに本法科大学院の具体的な教育到達目標を定めるものである。原則として、共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)で示された内容を、授業でとりあげるものと自学自習にゆだねるものとに分けた上で、それぞれをどの科目で取扱うかを整理している。

ここで示す教育到達目標の内容は、シラバスに明示するとともに、授業により、あるいは学習指導によりその達成を目指すことになるが、継続的にその適正性、有効性を検証し、必要に応じて改訂を行うこととしている。

(注1)「1年次」とは未修1年次を、「2年次」とは未修2年次及び既修2年次を、「3年次」とは未修3年次及び既修3年次をいう。

(注2)「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」とは、文部科学省の「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」の調査研究班が法科大学院協会と連携して検討し、平成23年9月16日の文部科学省法科大学院特別委員会において了承されたものです。<http://www.lawschool-jp.info/info/info20101018.html>

1. 憲法

(1) 考え方

2021年度シラバスの作成にあたって、本法科大学院において憲法を担当する専任教員は、2021年度から実施される新カリキュラムに合わせて2016年度に策定した「本法科大学院における憲法分野の到達目標」を変更することにした。2021年度から実施されるカリキュラムにおいて「憲法基礎演習」(1単位)が新設され、憲法分野に割り当てられた単位数は、8単位(旧カリキュラム)から9単位に増加した。8単位(旧カリキュラム)は、他の法科大学院のカリキュラムにおいて憲法分野に割り当てられている単位数と比較してみると、標準的な数であると評価することができるが、2021年度から実施されるカリキュラムにおける「憲法基礎演習」(1単位)の新設により、憲法に関しては、これまで以上に充実した内容の教育を実施することが可能になった。

到達目標の策定に際しての基本的な考え方は、次の通りである。「法科大学院コアカリキュラム調査研究」公法系研究班主任の作成した「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」は、「法科大学院において修得すべき学習内容・水準に関する共通のミニマム・スタンダードであり、すべての法科大学院修了生が、最低限、修得すべき学習内容・水準を示す」ものである以上、そこにおいては本法科大学院においても学生に必ず修得させなければならない項目が列挙されていると考えられる。したがって、本法科大学院において憲法を担当する専任教員は、「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」を基本的に受け入れ、本法科大学院における憲法分野の授業科目においても、「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」で列挙されている事項を出来る限り授業で扱うことを基本方針とすることを決定した。

しかし、法科大学院において憲法分野に割り当てられている授業時間数は必ずしも多くはなく、「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」に示されている項目をすべて授業で扱うことは不可能であると言うほかない。実際、「共通的な到達目標(コアカリキュラム)モデル案作成の基本的考え方」においても、「法科大学院教育においては、授業以外に、自学自習を通じた学修が重要な意味を持っており、本コアカリキュラム案に示した学習内容について、すべて授業で取りあげることを求めるものではない」とされている。そこで、憲法分野については、「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」に示されている項目のうち学生の自学自習を通じた学修に委ねるものを学生に明示し、学生の自学自習を通じた学修を促すこととした。「別表」において「自学自習を通じた学修に委ねる。」とした項目がこれに当たる。

「共通的な到達目標(コアカリキュラム)モデル案作成の基本的考え方」も指摘するように、「法科大学院教育における教育目標として、創造的・批判的な法的思考能力、体系的な法的思考能力、事例の分析能力等の涵養が掲げられ、また、それらの能力の涵養が法科大学院教育においてきわめて重要な意義を持つことは言うまでもない」。また、司法試験においても、各科目の基本的な問題についての理解が確実にに行われているかどうかに加えて、掘り下げた考察をしてそれを明確に表現する能力、論理的に一貫した考察を行う能力、具体的事実を注意深く分析した上で法的観点から評価する能力などを確かめるものとされている。そこで、当然のことながら、本法科大学院の授業においても、1年次においては、具体的事案に対応可能となるための不可欠の前提である基本的な理解を着実にさせることを主たる目標とし、2年次・3年次においては、基本的な理解の修得を再確認するとともに、具体的な事案を素材とする演習等の授業方法によって、事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力等を修得させることを主たる目標とすることになる。そうだとすると、「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」に示されている項目については、項目ごとに各学年の授業に割り振るという単純なものではなく、同じ項目を扱う場合であっても、1年次の授業(憲法Ⅰ、憲法Ⅱ、憲法基礎演習)においては各項目に含まれる基本的問題の理解に力点を置き、2年次・3年次の授業(憲法総合、公法系演習Ⅰ、公法系演習Ⅲ)においては各項目の基本的理解を前提とした具体的事案の処理能力の修得に力点を置くことになる。この点を踏まえれば、同じ項目を異なる学年次の授業で扱うことは必然であると言えるのであり、このような場合には、「別表」において、「基礎的事項については、1年次に学修し、発展的・応用的事項については、2年次・3年次に学修する。」と記すこととした。

本法科大学院における憲法分野の授業は、1年次においては、具体的事案に対応可能となるための不可欠の前提である基本的な理解を着実にさせることを主たる目標とし、2年次・3年次においては、基本的な理解の修得を再確認するとともに、具体的な事案を素材とする演習等の授業方法によって、事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力等を修得させることを主たる目標とするが、このことにより、法的分析・推論能力、創造的・批判的検討能力などの法曹に必要なマインド・スキルの養成に取り組むこととしている。また、本法科大学院において憲法を担当する専任教員は、法曹に必要なマインドとスキルについて検討し、「本法科大学院における憲法分野の到達目標」の内容に、出来る限り、新しい最高裁判決を取り入れることにした。例えば、起立斉唱拒否訴訟(最判平成23年5月30日、最判平成24年1月16日)、堀越事件(最判平成24年12月7日)、非嫡出子相続分規定事件(最大判平成25年9月4日)、女子再婚禁止期間事件(最大判平成27年12月16日)、夫婦別姓訴訟(最大判平成27年12月16日)、NHK受信料訴訟(最大判平成29年12月16日)が授業の対象に加えられることになる。「本法科大学院における憲法分野の到達目標」は、上記の点において、「法科大学院コアカリキュラム調査研究」公法系研究班主任の作成した「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案):憲法」を上回る内容のものとなっている。なお、上記を除いて、下記コアカリキュラムの各項目の具体的内容は、第二次案修正案の内容と同一である。

(2) 憲法における具体的な教育到達目標

第1章 憲法総論	
1-1 憲法の観念及び立憲主義	1年次に学修する。
1-2 憲法の変動と保障	
1-2-1 憲法の変動	1年次に学修する。
1-2-2 憲法の保障	
1-3 平和主義及び国際協調主義	1年次に学修する。
1-4 国民主権と天皇制	
1-4-1 国民主権	1年次に学修する。
1-4-2 天皇制	
第2章 統治機構	
2-1 国会	基礎的事項については、1年次に学修し、発展的・

	応用的事項については、2年次・3年次に学修する。
2-2 内閣	基礎的事項については、1年次に学修し、発展的・応用的事項については、2年次・3年次に学修する。
2-3 司法 2-3-1 司法権と裁判所 2-3-2 違憲審査制と憲法訴訟	基礎的事項については、1年次に学修し、発展的・応用的事項については、2年次・3年次に学修する。
2-4 財政	基礎的事項については、1年次に学修し、発展的・応用的事項については、2年次・3年次に学修する。
2-5 地方自治	基礎的事項については、1年次に学修し、発展的・応用的事項については、2年次・3年次に学修する。
第3章 基本的人権の保障	
3-1 基本的人権の観念	1年次に学修する。
3-2 基本的人権の享有主体	2年次・3年次に学修する。
3-3 基本的人権の適用範囲 3-3-1 特別な法律関係における基本的人権の制約 3-3-2 私法上の関係における基本的人権の保障	基礎的事項については、1年次に学修し、発展的・応用的事項については、2年次・3年次に学修する。
3-4 基本的人権の制約	基礎的事項については、1年次に学修し、発展的・応用的事項については、2年次・3年次に学修する。
3-5 個人の尊重と生命、自由及び幸福追求権	基礎的事項については、1年次に学修し、発展的・応用的事項については、2年次・3年次に学修する。
3-6 法の下での平等	基礎的事項については、1年次に学修し、発展的・応用的事項については、2年次・3年次に学修する。
3-7 思想及び良心の自由	基礎的事項については、1年次に学修し、発展的・応用的事項については、2年次・3年次に学修する。
3-8 信教の自由及び政教分離 3-8-1 信教の自由 3-8-2 政教分離	基礎的事項については、1年次に学修し、発展的・応用的事項については、2年次・3年次に学修する。
3-9 学問の自由	1年次に学修する。
3-10 表現の自由	基礎的事項については、1年次に学修し、発展的・応用的事項については、2年次・3年次に学修する。
3-11 集会及び結社の自由 3-11-1 集会の自由 3-11-2 結社の自由	基礎的事項については、1年次に学修し、発展的・応用的事項については、2年次・3年次に学修する。
3-12 通信の秘密	自学自習を通じた学修に委ねる。
3-13 職業選択の自由	基礎的事項については、1年次に学修し、発展的・応用的事項については、2年次・3年次に学修する。
3-14 財産権	基礎的事項については、1年次に学修し、発展的・応用的事項については、2年次・3年次に学修する。
3-15 奴隷的拘束及び苦役からの自由	自学自習を通じた学修に委ねる。
3-16 居住及び移転の自由	2年次・3年次に学修する。
3-17 適正手続	基礎的事項については、1年次に学修し、発展的・応用的事項については、2年次・3年次に学修する。
3-18 刑事手続上の権利 3-18-1 不法な逮捕、抑留及び拘禁からの自由 3-18-2 捜索及び押収に関する権利 3-18-3 拷問及び残虐な刑罰の禁止 3-18-4 刑事裁判に関する権利	自学自習を通じた学修に委ねる。
3-19 生存権	基礎的事項については、1年次に学修し、発展的・応用的事項については、2年次・3年次に学修する。
3-20 教育を受ける権利	基礎的事項については、1年次に学修し、発展的・応用的事項については、2年次・3年次に学修する。
3-21 労働に関する権利	基礎的事項については、1年次に学修し、発展的・応用的事項については、2年次・3年次に学修する。
3-22 参政権	基礎的事項については、1年次に学修し、発展的・応用的事項については、2年次・3年次に学修する。
3-23 請願権	自学自習を通じた学修に委ねる。
3-24 裁判を受ける権利	1年次に学修する。
3-25 国家賠償請求権	自学自習を通じた学修に委ねる。
3-26 刑事補償請求権	自学自習を通じた学修に委ねる。
3-27 国民の義務	1年次に学修する。

2. 行政法

(1) 考え方

①わが法科大学院における現行カリキュラムについて

わが法科大学院の法律基本科目における行政法に関する科目は、講義科目としては、「行政法」及び「行政法総合」が、演習科目としては、「公法系演習Ⅱ」、「公法系演習Ⅲ」が、それぞれ開講されている。

このうち、行政法は、行政作用法の基本的事項を、行政法総合は、行政法の履修を前提に行政救済法の基本的事項を学習する。これらの2科目は2年次に置かれている。公法系演習Ⅱ及び公法系演習Ⅲは、3年次に置かれている。

②各科目と「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」との関連について

(i)「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」(以下「第二次案修正案」という。)では、教授すべき内容が詳細かつ網羅的に列挙されているが、わが法科大学院においては、上記科目はそれぞれ15コマずつの開講となるため、第二次案修正案で示された内容をすべて授業で採り挙げることは、実際上困難である。そこで、それぞれの科目において、どの部分に重点を置いて授業を行うか、どの部分を自学自習とするかが問題となっており、そのような観点で、わが法科大学院における行政法関係のコアカリキュラムを策定する。

そこで、ここではコアカリキュラムと、上記講義科目及び演習科目との関係について、その授業内容を概観する。

(ii)行政法

行政法は、行政作用法の基本的事項を扱うもので、法律による行政の原理、行政行為論及び行政手続法などを扱うものである。ここでは、法律による行政の原理の具体的内容、行政行為の意義や行政裁量、行政指導、行政調査などを扱い、さらには、行政手続法全般についての基本的事項や行政上の義務履行確保の手段について扱う。

(iii)行政法総合

行政法総合は、行政法の履修を前提に、行政訴訟制度を概観した上、取消訴訟の訴訟要件、本案審理、判決の効力などを扱い、また、無効等確認訴訟、義務付け訴訟などを扱う。さらに、国家賠償法についての基本的事項を扱う。

(iv)公法系演習Ⅱ

公法系演習Ⅱは、行政法及び行政法総合の履修を前提に、判例などで問題となった具体的事例に基づき、行政実体法と行政救済法を総合して具体的な事案の解決能力を養うことを目標としている。

(v)公法系演習Ⅲ

公法系演習Ⅲは、行政法と憲法とのオムニバスであり、憲法と行政法の双方の論点を含む判例などの事案を素材にして、憲法と行政法の双方の観点で具体的事案を検討する能力を養うことを目標としている。

③まとめ

わが法科大学院における行政法の科目は、上記のとおり、4つであるが、行政法及び行政法総合が講義科目であり、行政作用法の総論及び行政救済法の基本的事項を学習し、公法系演習Ⅱにおいて、これらの履修を前提に、具体的な事例問題で、いわゆるソクラテス・メソッドなどの方法により、法律の実務家として必要な事案の解決能力や分析能力を養うこととしている。

また、公法系演習Ⅲは、行政法と憲法とが交錯する問題を取り上げて、両者を総合的に理解させ、具体的な事案の解決能力を養うこととしている。

そのような観点で、コアカリキュラムの各項目について、どの科目で取り扱うかを割り振った。もちろん、行政法や行政法総合は、基本的事項を扱っており、公法系演習Ⅱ及び公法系演習Ⅲで同一項目を扱うものもあるが、演習科目では、難易度も高くなり、また、事案の解決能力や分析能力を高めることを目標としている。

なお、下記コアカリキュラムの各項目の具体的内容は、第二次案修正案の内容と同一である。

(2) 行政法における具体的な教育到達目標

第1章 行政過程の全体像

第1節 基本的概念 1-1 法律による行政の原理	「行政法」で扱う。
第2節 主要な行為形式 1-2-1 行政処分 1-2-2 法規命令 1-2-3 行政契約	「行政法」で扱う
第3節 行政過程における制度・手法 1-3-1 個別法が想定する行政過程 1-3-2 行政指導 1-3-3 行政調査 1-3-4 行政計画 1-3-5 行政上の義務違反に対する強制執行 1-3-6 行政上の義務違反に対する制裁	「行政法」で扱う。 「1-3-2」は、「公法系演習Ⅱ」でも扱う。
第4節 行政過程の手続的規律 1-4-1 憲法上の適正手続の要請 1-4-2 行政手続法 1-4-3 行政調査の手続的規律	「行政法」で扱う。 「1-4-1」は、「行政法総合」で扱う。 「1-4-3」は、「公法系演習Ⅲ」で扱う。

第5節 行政過程の担い手 1-5-1 行政組織と法令 1-5-2 行政組織と権限 1-5-3 国及び地方公共団体以外の組織による行政活動 1-5-4 情報公開と個人情報保護	「行政法」で扱う。 「1-5-4」は、「公法系演習Ⅱ」「公法系演習Ⅲ」でも扱う
第6節 行政過程と裁判過程 1-6 住民訴訟	「公法系演習Ⅲ」で扱う。

第2章 行政処分の実体的違法事由の検討能力

第1節 行政処分の違法事由としての法令違反 2-1-1 法令解釈の方法 2-1-2 法令違反	「行政法」で扱う。
第2節 行政処分の違法事由としての裁量判断の合理性欠如 2-2-1 行政裁量と法令解釈 2-2-2 裁量判断の合理性欠如	「行政法」で扱う。 「2-2-2」は「公法系演習Ⅱ」でも扱う。
第3節 行政処分の違法事由としての委任命令の限界 2-3-1 白紙委任の禁止 2-3-2 委任命令の違法無効	「行政法」で扱う。
第4節 行政処分の違法事由としての自主条例の限界 2-4 自主条例	自学自習とする。
第5節 行政処分の違法事由としての信義則違反等 2-5 信義則違反	「行政法」で扱う。

第3章 行政処分の手続的違法事由の検討能力

第1節 行政処分の違法事由としての手続違反 3-1-1 手続違反(手続的瑕疵)の発見 3-1-2 手続違反と処分違法の関係	「3-1-1」は「行政法」で扱う。 「3-1-2」は「公法系演習Ⅱ」で扱う。
第2節 行政処分の違法事由としての行政調査 3-2	「行政法」で扱う。「公法系演習Ⅲ」でも扱う。

第4章 行政上の不服申立制度の運用能力

第1節 不服申立ての権利 4-1	「公法系演習Ⅱ」で扱う。
第2節 裁決(決定)の違法事由 4-2	「公法系演習Ⅱ」で扱う。

第5章 抗告訴訟の運用能力

第1節 取消訴訟の訴訟要件 5-1-1 処分性 5-1-2 原告適格 5-1-3 狭義の訴えの利益 5-1-4 取消訴訟の訴訟手続的要件	「行政法総合」で扱う。 「5-1-5」「5-1-2」「5-1-3」は「公法系演習Ⅱ」でも扱う。
第2節 取消訴訟の排他的管轄(行政処分の公定力) 5-2 公定力	「行政法総合」で扱う。 「公法系演習Ⅱ」でも扱う。
第3節 取消訴訟の本案審理 5-3-1 違法事由の主張 5-3-2 理由の差替え 5-3-3 基準時 5-3-4 主張立証責任の基本	「公法系演習Ⅱ」で扱う。 「5-3-1」は「行政法総合」でも扱う。
第4節 取消訴訟の判決の種類及び効力並びに教示制度 5-4-1 判決の種類と効力 5-4-2 取消訴訟の教示制度	「行政法総合」で扱う。
第5節 無効等確認訴訟 5-5-1 無効等確認訴訟の訴訟要件(訴えの利益) 5-5-2 無効確認訴訟の本案主張(無効事由の判定)	「行政法総合」「公法系演習Ⅱ」で扱う。
第6節 不作為違法確認訴訟 5-6 不作為違法確認訴訟	「行政法総合」で扱う。
第7節 義務付け訴訟及び差止訴訟 5-7-1 義務付け訴訟の訴訟要件と本案主張 5-7-2 差止訴訟の訴訟要件と本案主張	「行政法総合」「公法系演習Ⅱ」で扱う。

第8節 抗告訴訟における仮の救済 5-8-1 執行停止 5-8-2 仮の義務付け及び仮の差止め	「行政法総合」「公法系演習Ⅱ」で扱う。
---	---------------------

第6章 当事者訴訟の運用能力

第1節 行政事件訴訟法4条後段のいわゆる実質的当事者訴訟 6-1-1 実質的当事者訴訟の訴訟要件と本案主張 6-1-2 抗告訴訟と実質的当事者訴訟の関係	「公法系演習Ⅱ」で扱う。 「6-1-1」は「行政法総合」でも扱う。
第2節 行政事件訴訟法4条前段のいわゆる形式的当事者訴訟 6-2 形式的当事者訴訟	「行政法総合」で扱う。
第3節 当事者訴訟における仮の救済 6-3 当事者訴訟における仮の救済	自学自習とする。
第4節 民事訴訟との比較 6-4 争点訴訟	自学自習とする。
第5節 国・地方公共団体が提起する当事者訴訟等 6-5 国・地方公共団体が提起する当事者訴訟等	「行政法総合」で扱う。

第7章 国家賠償法に基づく損害賠償請求権に関する検討能力

第1節 国家賠償責任の構造 7-1-1 国家賠償法の責任原理 7-1-2 民法の不法行為との使い分け	「行政法総合」「公法系演習Ⅱ」で扱う。
第2節 国家賠償法1条における違法と過失の諸類型 7-2	「行政法総合」「公法系演習Ⅱ」で扱う。
第3節 国家賠償法2条における瑕疵の諸類型 7-3 国家賠償法2条における瑕疵	「公法系演習Ⅱ」「公法系演習Ⅲ」で扱う。

第8章 損失補償請求権に関する検討能力

第1節 損失補償の要否及び内容 8-1 損失補償	「公法系演習Ⅲ」で扱う。
第2節 個別法に基づく損失補償請求 8-2 個別法に基づく損失補償請求	「公法系演習Ⅲ」で扱う。

3. 民法

(1) 考え方

①民法系科目の配置

民法系科目は、①「法律基本科目」基本となるべき法的思考(リーガルマインド)を培う、②「法律実務基礎科目」法曹実務に必要な技能やマインドを育成する、③特定の分野や先端的法領域についての高度の専門分野の知識・技能を修得する「展開先端科目」の三種類に分類され配置されている。

さらに、学年進行によって、1年次は基礎を、2年次では応用力涵養を、最終学年3年次には総合力養成を考え、科目を配置している。

カリキュラム表

未修1年次	計	未修2年次 既修2年次	計	未修3年次 既修3年次	計	合計	必要 単位数
◎民法Ⅰ 2(N)	16	◎民法総合Ⅰ 2	10	民法法系演習Ⅱ 2	12	38	38
◎民法Ⅱ 2(N)		◎民法総合Ⅱ 2		民法法系演習Ⅲ 2			
◎民法Ⅲ 2(N)		◎商法総合 2		民法法系演習Ⅳ 2			
◎民法Ⅳ 2(N)		◎民事訴訟法総合 2		民法法系演習Ⅴ 2			
◎民法Ⅴ 2(N)		民法法系演習Ⅰ 2		民法法系演習Ⅵ 2			
◎民法基礎演習 2(N)				民法法系演習Ⅶ 2			
◎会社法 2(N)							
◎民事訴訟法 2(N)							

ところで、本法学大学院の考える法曹に必要な資質は、法的判断ならびにその議論や説得ある文書の作成能力、また、法曹としての適格な人間性、正義感、高い倫理性と責任感などを前提としている。

特に、民法の中で最も基本となる民法の学習は、それ自体が法曹としての上記の資質を前提とした能力を養うことを目的としているといえよう。

そうしたことから、研究者教員と実務家教員の双方から、その性質や内容については異なる点があるが、その両者より上記の目的にかなう内容を積極的に吸収することを目的としている。

②各学年の設置科目とその目標

未修の1年次には、民法系法律基本科目として、「民法Ⅰ(総則)」、「民法Ⅱ(物権法・担保物権法)」、「民法Ⅲ(債権法総論)」、「民法Ⅳ(債権法各論)」、「民法Ⅴ(家族法)」及び「民法基礎演習」が開設されている。

これらの科目としての目標は、①知識の寄せ集めではない、民法の理論的基礎、法律学全体系を習得し、体系的知識を学ぶ科目である。また、②法的判断能力の基礎を養う科目である。③法的議論や説得の基礎的な能力を習得すること、である。

2年次は応用力をつける段階であり、法律基本科目については、1年次に学んだことを踏まえて、演習を中心により本格的な問題解決能力を習得するようにカリキュラムが組まれている。もともと、前期には、「民事手続法」を履修することになっている(必修科目)。民法関連科目については、「民法総合Ⅰ」、「民法総合Ⅱ」と「民法法系演習Ⅰ」が後期に設置されている。

両者とも、民法科目を履修したことを前提として、民法総則・物権法・担保物権法及び債権法中の責任財産保全制度を対象としている。この科目において、民事紛争に対して妥当な解決を導けるより本格的な問題解決能力を習得することを目的としている。内容としては、提示されたケースを通じて、判例に留意し、学説も、必要に応じて通説や多数説以外の考え方を手がかりに問題解決の可能性を探り、必要な法情報を的確に調べ・集める能力や、可能な主張及び反論を提示し、要件事実論に及ぶことができる能力が含まれる。

3年次においては、「民法法系演習」を設置し、法学大学院で民法法、特に民法科目のまとめとしている。

(2) 民法における具体的な教育到達目標

第1編 民法総則

序章 民法総論

1-0	1年次に取り扱う。未1「民法Ⅰ」
-----	------------------

第1章 通則

1-1	1年次に取り扱う。未1「民法Ⅰ」
-----	------------------

第2章 人

1-2-1 権利能力, 同時死亡の推定	基礎的事項については1年次に取り扱い、応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法Ⅰ」・「民法基礎演習」未2・既2「民法法系演習Ⅰ」
1-2-2 意思能力と行為能力	基礎的事項については1年次に取り扱い、応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法Ⅰ」・「民法基礎演習」未2・既2「民法法系演習Ⅰ」
1-2-3 住所, 不在者の財産管理, 失踪宣告	1年次に取り扱う。未1「民法Ⅰ」

第3章 法人

1-3	基礎的事項については1年次に取り扱い、応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法Ⅰ」・「民法基礎演習」未2・既2「民事法系演習Ⅰ」
-----	--

第4章 物

1-4	基礎的事項については1年次に取り扱い、応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法Ⅰ」・「民法基礎演習」未2・既2「民事法系演習Ⅰ」
-----	--

第5章 法律行為

1-5-1-1 法律行為・意思表示総論 1-5-1-2 公序良俗違反	基礎的事項については1年次に取り扱い、応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法Ⅰ」・「民法基礎演習」未2・既2「民法総合Ⅰ」,「民事法系演習Ⅰ」
1-5-2-1 心裡留保 1-5-2-2 通謀虚偽表示 1-5-2-3 錯誤 1-5-2-4 詐欺・強迫 1-5-2-5 消費者契約法における誤認・困惑 1-5-2-6 意思表示の効力発生時期	基礎的事項については1年次に取り扱い、応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法Ⅰ」・「民法基礎演習」未2・既2「民法総合Ⅰ」,「民事法系演習Ⅰ」
1-5-3-1 代理制度総論 1-5-3-2 代理権 1-5-3-3 代理行為 1-5-3-4 無権代理 1-5-3-5 表見代理	基礎的事項については1年次に取り扱い、応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法Ⅰ」・「民法基礎演習」未2・既2「民法総合Ⅰ」,「民事法系演習Ⅰ」
1-5-4-1 無効及び取消し(総論) 1-5-4-2 無効及び取消し(各論)	1年次に取り扱う。未1「民法Ⅰ」
1-5-5 条件及び期限	基礎的事項については1年次に取り扱い、応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法Ⅰ」・「民法基礎演習」未2・既2「民法総合Ⅱ」

第6章 期間の計算

1-6	1年次に取り扱う。未1「民法Ⅰ」
-----	------------------

第7章 時効

1-7-1 総則	基礎的事項については1年次に取り扱い、応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法Ⅰ」・「民法基礎演習」未2・既2「民法総合Ⅰ」
1-7-2 取得時効	基礎的事項については1年次に取り扱い、応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法Ⅰ」・「民法基礎演習」未2・既2「民法総合Ⅰ」
1-7-3 消滅時効	1年次に取り扱う。未1「民法Ⅰ」

第2編 物権

第1章 総則

2-1-1 物権の一般原則	1年次に取り扱う。未1「民法Ⅱ」
2-1-2-1 物権変動(総説) 2-1-2-2-1 不動産物権変動:意思主義と対抗要件主義 2-1-2-2-2 不動産物権変動:不動産登記 2-1-2-2-3 動産物権変動 2-1-2-2-4 物権の消滅	基礎的事項については1年次に取り扱い、応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法Ⅱ」・「民法基礎演習」未2・既2「民法総合Ⅰ」,「民事法系演習Ⅰ」

第2章 占有権

2-2	基礎的事項については1年次に取り扱い、応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法Ⅱ」・「民法基礎演習」未3・既3「民事法系演習Ⅰ」
-----	--

第3章 所有権

2-3-1 所有権の意義	1年次に取り扱う。未1「民法Ⅱ」
2-3-2 相隣関係	1年次に取り扱う。未1「民法Ⅱ」
2-3-3 所有権取得の原因	原則として自学自習に委ねる。
2-3-4 共有関係	基礎的事項については1年次に取り扱い、応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法Ⅱ」・「民法基礎演習」未2・既2「民法総合Ⅰ」

第4章 地上権

2-4	1年次に取り扱う。未1「民法Ⅱ」
-----	------------------

第5章 地役権

2-5	1年次に取り扱う。未1「民法Ⅱ」
-----	------------------

第6章 担保物権総論

2-6	1年次に取り扱う。未1「民法Ⅱ」
-----	------------------

第7章 留置権

2-7	基礎的事項については1年次に取り扱い、応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法Ⅱ」・「民法基礎演習」未2・既2「民法総合Ⅰ」
-----	--

第8章 先取特権

2-8	1年次に取り扱う。未1「民法Ⅱ」
-----	------------------

第9章 質権

2-9	1年次に取り扱う。未1「民法Ⅱ」
-----	------------------

第10章 抵当権

2-10-1 抵当権総論	1年次に取り扱う。未1「民法Ⅱ」
2-10-2 抵当権の効力等	基礎的事項については1年次に取り扱い、応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法Ⅱ」・「民法基礎演習」未2・既2「民法総合Ⅰ」, 「民事法系演習Ⅰ」
2-10-3 抵当権と利用権の調整	基礎的事項については1年次に取り扱い、応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法Ⅱ」・「民法基礎演習」未2・既2「民法総合Ⅰ」, 「民事法系演習Ⅰ」
2-10-4 共同抵当・根抵当	2年次・3年次に取り扱う。未2・既2「民法総合Ⅰ」

第11章 非典型担保

2-11-① 仮登記担保 2-11-② 譲渡担保(総論) 2-11-③ 譲渡担保(各論) 2-11-④ 集合動産譲渡担保 2-11-⑤ 所有権留保	基礎的事項については1年次に取り扱い、応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法Ⅱ」・「民法基礎演習」未2・既2「民法総合Ⅰ」, 「民事法系演習Ⅰ」
---	---

第3編 債権

第1部 債権総則

第1章 債権の目的

3-1-1 特定物債権・種類債権, 金銭債権	1年次に取り扱う。未1「民法Ⅲ」
------------------------	------------------

第2章 債権の効力

3-1-2-1 総論	1年次に取り扱う。未1「民法Ⅲ」
3-1-2-2 履行強制	1年次に取り扱う。未1「民法Ⅲ」
3-1-2-3 債務不履行に基づく損害賠償	基礎的事項については1年次に取り扱い、応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法Ⅲ」・「民法基礎演習」未2・既2「民法総合Ⅱ」未3・既3「民事法系演習Ⅱ」

3-1-2-4 受領遅滞	基礎的事項については1年次に取り扱い, 応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法Ⅲ」・「民法基礎演習」未2・既2「民法総合Ⅱ」
3-1-2-5-1 責任財産の保全 3-1-2-5-2 債権者代位権 3-1-2-5-3 詐害行為取消権	基礎的事項については1年次に取り扱い, 応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法Ⅲ」・「民法基礎演習」未2・既2「民法総合Ⅱ」

第3章 多数当事者の債権債務関係

3-1-3-1 分割債権・分割債務, 不可分債権・不可分債務	1年次に取り扱う。未1「民法Ⅲ」
3-1-3-2 連帯債務	基礎的事項については1年次に取り扱い, 応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法Ⅲ」・「民法基礎演習」未2・既2「民法総合Ⅱ」
3-1-3-3 保証債務	基礎的事項については1年次に取り扱い, 応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法Ⅲ」・「民法基礎演習」未2・既2「民法総合Ⅱ」

第4章 債権の譲渡, 債務の引受

3-1-4-1 債権譲渡	1年次に取り扱う。未1「民法Ⅲ」
3-1-4-2 債務引受	1年次に取り扱う。未1「民法Ⅲ」

第5章 債権の消滅

3-1-5-1-1 弁済の当事者 3-1-5-1-2 弁済の充当 3-1-5-1-3 弁済の提供と供託 3-1-5-1-4 弁済による代位	基礎的事項については1年次に取り扱い, 応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法Ⅲ」・「民法基礎演習」未2・既2「民法総合Ⅱ」未3・既3「民事法系演習Ⅱ」
3-1-5-2 代物弁済	1年次に取り扱う。未1「民法Ⅲ」
3-1-5-3 相殺	基礎的事項については1年次に取り扱い, 応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法Ⅲ」・「民法基礎演習」未3・既3「民事法系演習Ⅱ」
3-1-5-4 その他の債権消滅原因	1年次に取り扱う。未1「民法Ⅲ」

第2部 債権各則(1)―契約

第1章 契約総則

3-2-1-1 契約総論	基礎的事項については1年次に取り扱い, 応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法Ⅳ」・「民法基礎演習」未2・既2「民法総合Ⅱ」未3・既3「民事法系演習Ⅱ」
3-2-1-2 契約の成立	基礎的事項については1年次に取り扱い, 応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法Ⅳ」・「民法基礎演習」未2・既2「民法総合Ⅱ」
3-2-1-3 契約内容の規制	1年次に取り扱う。未1「民法Ⅳ」
3-2-1-4 同時履行の抗弁権・危険負担	基礎的事項については1年次に取り扱い, 応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法Ⅳ」・「民法基礎演習」未2・既2「民法総合Ⅱ」
3-2-1-5 契約の解除	基礎的事項については1年次に取り扱い, 応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法Ⅳ」・「民法基礎演習」未2・既2「民法総合Ⅱ」未3・既3「民事法系演習Ⅱ」

第2章 贈与

3-2-2	1年次に取り扱う。未1「民法Ⅳ」
-------	------------------

第3章 売買

3-2-3-1 総則	基礎的事項については1年次に取り扱い, 応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法Ⅳ」・「民法基礎演習」未3・既3「民事法系演習Ⅱ」
3-2-3-2 売買の効力	基礎的事項については1年次に取り扱い, 応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法Ⅳ」・「民法基礎演習」未2・既2「民法総合Ⅱ」未3・既3「民事法系演習Ⅱ」

第4章 消費貸借

3-2-4	基礎的事項については1年次に取り扱い, 応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法IV」・「民法基礎演習」未2・既2「民法総合II」
-------	---

第5章 使用貸借

3-2-5	1年次に取り扱う。未1「民法IV」
-------	-------------------

第6章 賃貸借

3-2-6-1 民法上の原則	基礎的事項については1年次に取り扱い, 応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法IV」・「民法基礎演習」未2・既2「民法総合II」未3・既3「民事法系演習II」
3-2-6-2 借地借家法	1年次に取り扱う。未1「民法IV」

第7章 雇用, 請負, 委任, 寄託

3-2-7-① 雇用, 請負, 委任, 寄託の相違点 3-2-7-② 請負人の義務と責任 3-2-7-③ 請負における完成建物の所有権の帰属 3-2-7-④ 請負における仕事の目的物の滅失・損傷 3-2-7-⑤ 委任における受任者の義務 3-2-7-⑥ 委任の終了原因 3-2-7-⑦ 寄託	基礎的事項については1年次に取り扱い, 応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法IV」・「民法基礎演習」未2・既2「民法総合II」
---	---

第8章 組合

3-2-8	1年次に取り扱う。未1「民法IV」
-------	-------------------

第9章 和解

3-2-9	1年次に取り扱う。未1「民法IV」
-------	-------------------

第3部 債権各則(2)―法定債権関係

第1章 事務管理

3-3-1	1年次に取り扱う。未1「民法IV」
-------	-------------------

第2章 不当利得

3-3-2-1 不当利得の一般原則	基礎的事項については1年次に取り扱い, 応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法IV」・「民法基礎演習」未3・既3「民事法系演習II」
3-3-2-2 個別的な問題	基礎的事項については1年次に取り扱い, 応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法IV」・「民法基礎演習」未3・既3「民事法系演習II」

第3章 不法行為

3-3-3-1 総論	1年次に取り扱う。未1「民法IV」
3-3-3-2 一般不法行為の要件	1年次に取り扱う。未1「民法IV」
3-3-3-3 特殊の不法行為	1年次に取り扱う。未1「民法IV」
3-3-3-4 不法行為の効果	基礎的事項については1年次に取り扱い, 応用的事項については2年次・3年次に取り扱う。未1「民法IV」・「民法基礎演習」未3・既3「民事法系演習II」
3-3-3-5 主要な事件類型	1年次に取り扱う。未1「民法IV」

第4編 親族

第1章 総論

4-1	1年次に取り扱う。未1「民法V」
-----	------------------

第2章 婚姻

4-2-1 婚姻の成立	1年次に取り扱う。未1「民法V」
4-2-2 婚姻の効果	1年次に取り扱う。未1「民法V」
4-2-3 婚姻の解消	1年次に取り扱う。未1「民法V」
4-2-4 婚約, 内縁等	原則として自学自習に委ねる。

第3章 親子

4-3-1 実親子	1年次に取り扱う。未1「民法V」
4-3-2 養親子	1年次に取り扱う。未1「民法V」

第4章 親権

4-4	1年次に取り扱う。未1「民法V」
-----	------------------

第5章 後見・保佐

4-5	1年次に取り扱う。未1「民法V」
-----	------------------

第6章 扶養

4-6	1年次に取り扱う。未1「民法V」
-----	------------------

第5編 相続

第1章 総則

5-1	1年次に取り扱う。未1「民法V」
-----	------------------

第2章 相続人と相続分

5-2-1 相続人	1年次に取り扱う。未1「民法V」
5-2-2 相続分	1年次に取り扱う。未1「民法V」

第3章 相続の効力

5-3-1 相続の一般的効果	1年次に取り扱う。未1「民法V」
5-3-2 相続財産の共有	1年次に取り扱う。未1「民法V」
5-3-3 遺産分割	1年次に取り扱う。未1「民法V」
5-3-4 個別的な問題	1年次に取り扱う。未1「民法V」

第4章 相続の承認と放棄

5-4	1年次に取り扱う。未1「民法V」
-----	------------------

第5章 遺言

5-5	1年次に取り扱う。未1「民法V」
-----	------------------

第6章 遺留分

5-6	1年次に取り扱う。未1「民法V」
-----	------------------

目次

4. 商法

はじめに

これは、「日本大学大学院法務研究科における教育到達目標の基本的考え方について」(平成24年2月16日分科委員会決定)第2項に基づいて、10の領域ごとに本法科大学院の具体的な教育到達目標を定めるものである。原則として、共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)で示された内容を、授業でとりあげるものと自学自習にゆだねるものとに分けた上で、それぞれをどの科目で取扱うかを整理している。

ここで示す教育到達目標の内容は、シラバスに明示するとともに、授業により、あるいは学習指導によりその達成を目指すことになるが、継続的にその適正性、有効性を検証し、必要に応じて改訂を行うこととしている。

(注1)「1年次」とは未修1年次を、「2年次」とは未修2年次及び既修2年次を、「3年次」とは未修3年次及び既修3年次をいう。

(注2)「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」とは、文部科学省の「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」の調査研究班が法科大学院協会と連携して検討し、平成23年9月16日の文部科学省法科大学院特別委員会において了承されたものです。<http://www.lawschool-jp.info/info/info20101018.html>

4. 商法

(1) 考え方

① 民事系科目の配置

前記3(1)の民事系科目の配置及びカリキュラム表のとおりである。

② 各学年の設置科目とその目標

未修の1年次には、法律基本科目として、「会社法」が開設されている。目標は、①知識の寄せ集めではない、会社法の理論的基礎、法律学全体系を習得し、体系的知識を学ぶこと、また、②法的判断能力の基礎を養い、③法的議論や説得の基礎的な能力を習得すること、である。

2年次は、法律基本科目として、「商法総合」が開設されている。1年次に学んだことを踏まえ、会社法のほか、商行為、手形・小切手法等を含む広い意味での商法の体系的知識を学んだ上、応用力、問題解決能力の初歩を習得することを目標とする。後者の目標を達成するため、授業は条文の丁寧な確認と簡単なケースメソッドを取り入れて行う。

3年次には、会社法を中心に、本格的な応用力、問題解決能力を習得するように、民事法系演習Ⅳ、同演習Ⅴが開設されている。

(2) 商法における具体的な教育到達目標

第1編 会社法

第1章 会社法総論

1-1-1 会社の概念	「会社法」「商法総合」「民事法系演習Ⅳ」「民事法系演習Ⅴ」で扱う。
1-1-1-1 会社の意義と種類	
1-1-1-2 会社法上の主要な用語の定義等	

第2章 総則・登記

1-2-1 会社の商号	「商法総合」で扱う。
1-2-2 会社の使用人	「商法総合」
1-2-3 会社の代理商	自学自習に委ねる。
1-2-4 事業譲渡	「会社法」「商法総合」「民事法系演習Ⅳ」「民事法系演習Ⅴ」で扱う。
1-2-5 会社の登記	「商法総合」「民事法系演習Ⅴ」で扱う。

第3章 株式会社

1-3-1 株式会社の特徴	「会社法」「商法総合」で扱う。
1-3-2 株式 1-3-2-1 株式・株主 1-3-2-1-1 株式 1-3-2-1-2 株主平等原則 1-3-2-1-3 株主の地位 1-3-2-1-4 株主の権利の行使に関する利益の供与 1-3-2-2 株式の単位(株式併合・株式分割・株式の無償割当て・単元株) 1-3-2-3 株式の内容および種類 1-3-2-4 株式の譲渡・株主名簿 1-3-2-5 自己株式の取得	「会社法」「商法総合」「民事法系演習Ⅳ」「民事法系演習Ⅴ」で扱う。
1-3-3 資金調達 1-3-3-1 総説 1-3-3-2 新株発行 1-3-3-3 新株予約権 1-3-3-4 社債	「会社法」「商法総合」「民事法系演習Ⅳ」「民事法系演習Ⅴ」で扱う。
1-3-4 機関 1-3-4-1 総論 1-3-4-2 株主総会 1-3-4-2-1 株主総会の意義・権限 1-3-4-2-2 株主総会の招集・運営 1-3-4-2-3 議決権の行使 1-3-4-2-4 株主総会の決議の種類・瑕疵 1-3-4-3 種類株主総会	「会社法」「商法総合」「民事法系演習Ⅳ」「民事法系演習Ⅴ」で扱う。
1-3-4-4 取締役・取締役会 1-3-4-4-1 取締役会設置会社と非取締役会設置会社 1-3-4-4-2 取締役の選任・終任等 1-3-4-4-3 取締役の種類等 1-3-4-4-4 非取締役会設置会社における取締役	「会社法」「商法総合」「民事法系演習Ⅳ」「民事法系演習Ⅴ」で扱う。

<p>1-3-4-4-5 取締役会設置会社における取締役会・取締役</p> <p>1-3-4-4-6 特別取締役</p> <p>1-3-4-4-7 代表取締役</p> <p>1-3-4-4-8 表見代表取締役</p> <p>1-3-4-5 取締役と会社の関係</p> <p>1-3-4-5-1 取締役の義務(善管注意義務・忠実義務)</p> <p>1-3-4-5-2 利益相反取引</p> <p>1-3-4-5-3 競業取引</p> <p>1-3-4-5-4 報酬規制</p> <p>1-3-4-5-5 取締役の責任</p> <p>1-3-4-5-5-1 会社に対する任務懈怠責任・任務懈怠の推定・代表訴訟</p> <p>1-3-4-5-5-2 第三者に対する責任</p> <p>1-3-4-5-6 株主による違法行為の差止権</p> <p>1-3-4-6 会計参与</p> <p>1-3-4-7 監査役</p> <p>1-3-4-7-1 監査役と会社の関係</p> <p>1-3-4-7-2 選任・終任等</p> <p>1-3-4-7-3 監査役設置会社</p> <p>1-3-4-7-4 監査役会設置会社</p> <p>1-3-4-7-5 責任</p>	<p>「会社法」「商法総合」「民事法系演習Ⅳ」「民事法系演習Ⅴ」で扱う。</p>
<p>1-3-4-8 会計監査人</p> <p>1-3-4-8-1 総説</p> <p>1-3-4-8-2 選任・終任</p> <p>1-3-4-8-3 権限・義務・責任</p>	<p>「商法総合」「民事法系演習Ⅳ」「民事法系演習Ⅴ」で扱う。</p>
<p>1-3-4-9 指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社</p> <p>1-3-4-9-1 指名委員会等設置会社の意義</p>	<p>「会社法」「商法総合」「民事法系演習Ⅳ」「民事法系演習Ⅴ」で扱う。</p>
<p>1-3-4-9-2 指名委員会等設置会社における取締役・取締役会</p> <p>1-3-4-9-3 三委員会の権限・構成・運営</p> <p>1-3-4-9-3-1 各委員会の構成・運営</p> <p>1-3-4-9-3-2 指名委員会</p> <p>1-3-4-9-3-3 監査委員会</p> <p>1-3-4-9-3-4 報酬委員会</p> <p>1-3-4-9-4 執行役</p> <p>1-3-4-9のその他1 監査等委員会設置会社の意義</p> <p>1-3-4-9のその他2 監査等委員会設置会社における監査等委員・取締役会・監査等委員会</p>	<p>「会社法」「商法総合」「民事法系演習Ⅳ」「民事法系演習Ⅴ」で扱う。</p>
<p>1-3-5 計算</p> <p>1-3-5-1 総説</p> <p>1-3-5-2 会計帳簿とその作成</p> <p>1-3-5-3 計算書類等の概念</p> <p>1-3-5-4 各事業年度に係る計算書類の確定手続(決算手続)</p> <p>1-3-5-5 資本金および準備金</p> <p>1-3-5-6 剰余金の配当および剰余金の処分</p>	<p>「会社法」「商法総合」「民事法系演習Ⅳ」「民事法系演習Ⅴ」で扱う。</p>
<p>1-3-6 会社の設立・定款変更</p> <p>1-3-6-1 会社の設立</p> <p>1-3-6-1-1 総説</p> <p>1-3-6-1-2 発起設立</p> <p>1-3-6-1-3 募集設立</p> <p>1-3-6-1-4 出資の履行</p> <p>1-3-6-1-5 変態設立事項</p> <p>1-3-6-1-6 設立中の会社・発起人組合</p> <p>1-3-6-1-7 設立の無効</p> <p>1-3-6-1-8 事後設立</p> <p>1-3-6-2 定款変更</p>	<p>「会社法」「商法総合」「民事法系演習Ⅳ」「民事法系演習Ⅴ」で扱う。</p>

1-3-7 事業譲渡・組織再編等 1-3-7-1 組織再編総則 1-3-7-2 合併 1-3-7-2-1 合併の意義 1-3-7-2-2 吸収合併 1-3-7-2-2-1 吸収合併契約 1-3-7-2-2-2 吸収合併契約の承認決議 1-3-7-2-2-3 反対株主の株式買取請求権 1-3-7-2-2-4 債権者異議手続 1-3-7-2-2-5 合併の効力発生・開示・登記 1-3-7-2-2-6 簡易合併・略式合併 1-3-7-2-3 合併の無効	「会社法」「商法総合」「民事法系演習Ⅳ」「民事法系演習Ⅴ」で扱う。
1-3-7-3 会社分割 1-3-7-3-1 会社分割の意義 1-3-7-3-2 吸収分割 1-3-7-3-2-1 吸収分割契約 1-3-7-3-2-2 吸収分割契約の承認決議 1-3-7-3-2-3 反対株主の株式買取請求権 1-3-7-3-2-4 債権者異議手続 1-3-7-3-2-5 会社分割の効力発生・開示・登記 1-3-7-3-2-6 簡易分割・略式分割 1-3-7-3-3 会社分割の無効 1-3-7-4 株式交換・株式移転 1-3-7-4-1 株式交換・株式移転の意義 1-3-7-4-2 株式交換 1-3-7-4-2-1 株式交換契約 1-3-7-4-2-2 株式交換契約の承認決議 1-3-7-4-2-3 反対株主の株式買取請求権 1-3-7-4-2-4 債権者異議手続 1-3-7-4-2-5 株式交換の効力発生・開示・登記 1-3-7-4-2-6 簡易株式交換・略式株式交換 1-3-7-4-3 株式交換・株式移転の無効 1-3-7-5 事業譲渡等 1-3-7-6 組織変更	「会社法」「商法総合」「民事法系演習Ⅳ」「民事法系演習Ⅴ」で扱う。
1-3-8 解散・清算	「民事法系演習Ⅴ」で扱う。

第4章 持分会社

1-4-1 総論	「商法総合」で扱う。
1-4-2 設立	自学自習に委ねる。
1-4-3 社員の責任	自学自習に委ねる。
1-4-4 会社の運営	自学自習に委ねる。
1-4-5 社員の変動	自学自習に委ねる。
1-4-6 計算	自学自習に委ねる。
1-4-7 定款変更	自学自習に委ねる。

第2編 商法総則

第1章 総論

2-1-1	「商法総合」で扱う。
-------	------------

第2章 商人

2-1-2	「商法総合」で扱う。
-------	------------

第3章 商業登記

2-1-3	「商法総合」で扱う。
-------	------------

第4章 商号

2-1-4	「商法総合」で扱う。
-------	------------

第5章 商業帳簿

2-1-5	自学自習に委ねる。
-------	-----------

第6章 商業使用人

2-1-6	「商法総合」で扱う。
-------	------------

第7章 代理商

2-1-7	自学自習に委ねる。
-------	-----------

第8章 営業譲渡

2-1-8	「商法総合」で扱う。
-------	------------

第3編 商行為

第1章 総則

3-1-1 商行為	「商法総合」で扱う。
3-1-2 約款	「商法総合」で扱う。
3-1-3 商行為の代理・委任	「商法総合」で扱う。
3-1-4 商人の行為・商行為の営利性	「商法総合」で扱う。
3-1-5 商事債権に関する固有の規律	「商法総合」で扱う。
3-1-6 商人間の契約の申込み等	「商法総合」で扱う。

第2章 商事売買

3-2	自学自習に委ねる。
-----	-----------

第3章 交互計算

3-3	自学自習に委ねる。
-----	-----------

第4章 匿名組合

3-4	自学自習に委ねる。
-----	-----------

第5章 仲立人

3-5	自学自習に委ねる。
-----	-----------

第6章 問屋

3-6	自学自習に委ねる。
-----	-----------

第7章 運送営業

3-7-1 運送人の意義	自学自習に委ねる。
3-7-2 物品運送	自学自習に委ねる。
3-7-3 貨物引換証	自学自習に委ねる。
3-7-4 旅客運送	自学自習に委ねる。

第8章 倉庫営業

3-8	自学自習に委ねる。
-----	-----------

第9章 場屋営業

3-9	自学自習に委ねる。
-----	-----------

第4編 手形法・小切手法

第1章 総論

4-1-1 手形・小切手の意義・機能	「商法総合」で扱う。
4-1-2 手形・小切手と原因関係	「商法総合」で扱う。

第2章 約束手形

4-2-1 振出と約束手形要件	「商法総合」で扱う。
4-2-2 手形行為	「商法総合」で扱う。

4-2-3 手形の流通	「商法総合」で扱う。
4-2-3-1 手形の譲渡方法	
4-2-3-2 裏書の効力	
4-2-3-3 善意取得	
4-2-3-4 手形抗弁	
4-2-3-5 取立委任裏書・隠れた取立委任裏書	
4-2-4 手形保証	「商法総合」で扱う。
4-2-5 手形の支払・遡求	「商法総合」で扱う。
4-2-6 手形の書替	「商法総合」で扱う。
4-2-7 手形の時効	「商法総合」で扱う。
4-2-8 利得償還請求権	「商法総合」で扱う。

第3章 為替手形

4-3	「商法総合」で扱う。
-----	------------

第4章 小切手

4-4	「商法総合」で扱う。
-----	------------

5. 民事訴訟法

(1) 考え方

①当法科大学院における現行カリキュラムについて

上記カリキュラムのうち民事訴訟法に関する科目は、「民事訴訟法」(1年次)、「民事訴訟法総合」(2年次)、「民事法系演習VI」(3年次)、「民事法系演習VII」(3年次。但し、選択必修)である。そのほかに、民事訴訟法に関係の深い実務科目として「民事訴訟実務の基礎」(2年次)、「要件事実と事実認定の基礎」(2年次)等がある。

②各科目と「共通的な到達目標モデル(第二次修正案)との関連について

「民事訴訟法」は、民事訴訟法の基礎的な理論を説明するもので、主として1年次生を対象として行われる。

「民事訴訟法総合」は、既に民事訴訟法の初歩的知識を有する者を対象とし、演習的要素を加味して行われるもので、上記「民事訴訟法」の履修を終えた(又は既修者認定試験に合格した)2年次生に対し実施される。

「民事法系演習VI」は、民事訴訟法の応用的事例問題を素材として演習を実施するもので、最終学年の3年次生を対象として想定している。

「民事法系演習VII」は、上記「民事法系演習VI」の単位を取らなかった3年次生を対象として、ほぼ同程度の水準の演習を実施するものである。

民事訴訟法は、訴え提起から判決等による終了まで、円環的構造を有しているため、カリキュラムに順次沿うような講義又は演習は困難であって、1つの事例において多くの論点を同時併行的に検討する必要があることに留意すべきである。

(2) 民事訴訟法における具体的な教育到達目標

第1章 総論

第1節 民事訴訟の意義・目的(1-1)	「民事訴訟法」、「民事法系演習VII」で扱う
第2節 民事紛争解決のための手続(1-2)	「民事訴訟法」で扱う
第3節 訴訟と非訟(1-3)	「民事訴訟法」で扱う
第4節 民事訴訟に関する法規(1-4)	「民事訴訟法」で扱う

第2章 訴訟の主体

第1節 裁判所(2-1) 第1款 裁判所の意義と構成(2-1-1) 第2款 裁判権(2-1-2) 第3款 管轄(2-1-3) (1)管轄の概念 (2)管轄の種類 (3)移送 第4款 裁判官等の除斥・忌避(2-1-4)	「民事訴訟法」で扱う
第2節 当事者(2-2) 第1款 当事者の概念と確定(2-2-1) (1)当事者の概念 (2)当事者の確定 第2款 当事者能力(2-2-2) (1)当事者能力の意義 (2)当事者能力の規律 (3)当事者能力欠缺の効果 第3款 訴訟能力(2-2-3) (1)訴訟能力の意義 (2)訴訟能力の規律 (3)訴訟能力欠缺の効果 第4款 訴訟上の代理(2-2-4) (1)総論 (2)法定代理・法人等の代表 (3)訴訟代理	「民事訴訟法」、「民事法系演習VII」で扱う

第3章 訴え

第1節 訴えの概念・類型(3-1)	「民事訴訟法」で扱う
第2節 訴訟要件(3-2) 第1款 訴訟要件の意義・審理(3-2-1) (1) 訴訟要件の意義 (2) 訴訟要件の審理 第2款 訴えの利益(3-2-2) (1) 総論 (2) 給付の訴えの利益 (3) 確認の利益 (4) 形成の訴えの利益 第3款 当事者適格(3-2-3) (1) 総論 (2) 訴訟担当	「民事訴訟法」, 「民事訴訟法総合」, 「民事法系演習VI」, 「民事法系演習VII」で扱う
第3節 訴えの提起の方式とその効果(3-3) 第1款 訴え提起の方式(3-3-1) 第2款 訴え提起の効果(3-3-2)	「民事訴訟法」, 「民事訴訟法総合」, 「民事法系演習VI」, 「民事法系演習VII」で扱う
第4節 訴訟物(3-4) 第1款 訴訟物論(3-4-1) 第2款 訴訟物についての処分権主義(3-4-2)	「民事訴訟法」, 「民事訴訟法総合」, 「民事法系演習VI」, 「民事法系演習VII」で扱う

第4章 訴訟の審理

第1節 手続の進行(4-1) 第1款 職権進行主義等(4-1-1) 第2款 期日・期間(4-1-2) 第3款 送達(4-1-3) 第4款 手続の停止(4-1-4)	「民事訴訟法」, 「民事法系演習VII」で扱う
第2節 口頭弁論とその準備等(4-2) 第1款 口頭弁論とその準備(4-2-1) 第2款 訴訟行為(4-2-2) 第3款 攻撃防御方法の提出時期等(4-2-3) 第4款 弁論の併合等(4-2-4) 第5款 当事者の欠席(4-2-5) 第6款 訴訟記録の閲覧(4-2-6)	「民事訴訟法」, 「民事法系演習VI」, 「民事法系演習VII」で扱う
第3節 主張・証拠(4-3) 第1款 総論(4-3-1) 第2款 主張責任(4-3-2) 第3款 裁判上の自白(4-3-3) 第4款 証拠法総論(4-3-4) 第5款 証人尋問・当事者尋問(4-3-5) 第6款 鑑定(4-3-6) 第7款 書証(4-3-7) 第8款 検証(4-3-8) 第9款 調査嘱託(4-3-9) 第10款 証拠保全(4-3-10) 第11款 自由心証主義(4-3-11) 第12款 証明度・証明責任等(4-3-12)	「民事訴訟法」, 「民事訴訟法総合」, 「民事法系演習VI」, 「民事法系演習VII」で扱う

第5章 訴訟の終了

第1節 裁判(5-1) 第1款 裁判の総論(5-1-1) 第2款 判決の総論(5-1-2) 第3款 既判力等(5-1-3) 第4款 その他の判決効(5-1-4)	「民事訴訟法」, 「民事訴訟法総合」, 「民事法系演習VI」で扱う
第2節 当事者の意思による訴訟の終了(5-2) 第1款 当事者の意思による訴訟の終了の総論(5-2-1) 第2款 訴えの取下げ(5-2-2) 第3款 請求の放棄及び認諾(5-2-3) 第4款 訴訟上の和解(5-2-4)	「民事訴訟法」, 「民事法系演習VI」, 「民事法系演習VII」で扱う

第6章 複雑訴訟

第1節 複数の請求(6-1) 第1款 請求の客観的併合(6-1-1) 第2款 請求の変更・反訴・中間確認の訴え(6-1-2)	「民事訴訟法」,「民事法系演習VI」で扱う
第2節 多数当事者訴訟(6-2) 第1款 共同訴訟(6-2-1) (1)総論 (2)通常共同訴訟 (3)同時審判申出共同訴訟 (4)必要的共同訴訟 第2款 補助参加(6-2-2) 第3款 訴訟告知(6-2-3) 第4款 独立当事者参加(6-2-4) 第5款 共同訴訟参加(6-2-5) 第6款 訴訟承継(6-2-6) (1)総論 (2)当然承継 (3)参加承継・引受承継 第7款 任意的当事者変更(6-2-7)	「民事訴訟法」,「民事訴訟法総合」,「民事法系演習VI」,「民事法系演習VII」で扱う

第7章 上訴・再審

第1節 上訴総論(7-1)	「民事訴訟法」,「民事法系演習VI」で扱う
第2節 控訴(7-2)	「民事訴訟法」,「民事法系演習VI」で扱う
第3節 上告(7-3)	「民事訴訟法」で扱う
第4節 抗告(7-4)	「民事訴訟法」で扱う
第5節 特別上訴(7-5)	「民事訴訟法」で扱う
第6節 再審(7-6)	「民事訴訟法」,「民事法系演習VI」で扱う

第8章 略式訴訟手続

第1節 簡易裁判所の特則(8-1)	「民事訴訟法」で扱う
第2節 手形訴訟・小切手訴訟(8-2)	「民事訴訟法」で扱う
第3節 少額訴訟(8-3)	「民事訴訟法」で扱う
第4節 支払督促(8-4)	「民事訴訟法」で扱う

第9章 訴訟費用

	自学自習とする
--	---------

6. 刑法

(1) 考え方

①わが法科大学院における現行カリキュラムについて

わが法科大学院の法律基本科目における刑法に関する科目は、講義科目としては、「刑法Ⅰ」、「刑法Ⅱ」、「刑法総合」が、演習科目としては、「刑法基礎演習」、「刑事法系演習Ⅰ」、「刑事法系演習Ⅲ」が、それぞれ開講されている。

②各科目と「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」との関連について

(i) 「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」(以下、コアカリキュラムと称する)では、教授すべき内容が詳細かつ網羅的に列挙されているが、わが法科大学院においては上記科目は原則として15回ずつの開講となる(刑法基礎演習のみ8回)ため、コアカリキュラムで示された内容をすべて授業で取り上げることが、実際上困難である。そこで、それぞれの科目において、どの部分に重点を置いて授業を行うか、どの部分を自学自習とするかが問題となっている。

そこで、ここでは特にコアカリキュラムとの関係において、刑法Ⅰ、刑法Ⅱ、刑法基礎演習、刑法総合、刑事法系演習Ⅰ及び刑事法系演習Ⅲについて、その授業内容を概観する。

(ii) 刑法Ⅰ

刑法Ⅰは、主に刑法総論を扱うものである。ここでは犯罪の成立要件、犯罪成立阻却事由、修正された(拡張された)構成要件、罪数などを教授することになる。具体的には、不作為犯、因果関係、各種の錯誤、正当防衛・緊急避難・正当行為等の違法性阻却事由、心神喪失・刑事未成年・原因において自由な行為等の責任の本質に関する諸問題、修正された構成要件である未遂犯や共犯に関する諸問題、罪数、刑の適用などを扱う。この科目は1年次に置かれている。

(iii) 刑法Ⅱ

刑法Ⅱは、刑法各論すなわち主に刑法第2編の各犯罪につき、その保護法益、罪質、要件等を理解させるものである。授業回数が15回しかないため、コアカリキュラム記載のうち第1部個人的法益に対する罪を8回、第2部の社会的法益に対する罪を4回、第3部国家的法益に対する罪を3回に割り当てている。したがって、できるかぎり第2編各則の罪を万遍なく取り扱いたいと考えても、どうしても自学自習に委ねざるを得ない部分が出てきてしまうことは否めない。しかも、平成23年には重要な法改正があったため、それについても授業で触れる必要があり、自学自習に委ねるウェイトがより大きくなるのは、仕方ないことではある。この科目は1年次に置かれている。

(iv) 刑法基礎演習

刑法基礎演習は、簡単な事例問題の演習を通じて、刑法Ⅰ、Ⅱで学習する基礎的知識の理解をより確実なものとし、その後の刑法総合、刑事法系演習Ⅰの学習につなげることを目的とした科目である。この観点から、刑法総論と各論の有機的関連にも意を用いる。この科目は1年次後期に置かれている。

(v) 刑法総合

刑法総合は刑法総論と各論の基本的知識があることを前提に、判例の事案を素材にして、刑法総論・各論の総合的・立体的知識を修得させ、具体的事件に臨んで刑法を解釈・適用し、妥当性のある結論を導き得る能力と、自己の思考を的確に表現し他人に伝え得る能力を養うことを目的とした科目であり、2年次に置かれている。

(vi) 刑事法系演習Ⅰ

刑事法系演習Ⅰは判例など具体的事案の教材を使用して、刑法理論のより深い体系的な理解のもと、常識に添った結論を導き出し得る柔軟で合理的な法的思考力、口頭または書面による簡単な表現力の涵養・向上を目的とした科目であり、3年次に置かれている。

(vii) 刑事法系演習Ⅲ

刑事法系演習Ⅲは、刑法を中心にして刑事訴訟法に関する問題点も含んだ具体的事案の教材を使用して、刑事法に関する理論の体系的な理解を深め、それに基づいて事案の分析力、法規を解釈・適用する力、法的文書の起案能力を涵養し、刑事法の総合的理解を深めるとともに、実践的な処理能力を身に付けさせることを目的とした科目であり、3年次後期に置かれている。

③まとめ

本法科大学院における刑法の科目は、上記のとおり6科目であるが、そのうち刑法Ⅰ、刑法Ⅱ、刑法総合は講義科目であり、それらはそれぞれ刑法総論、刑法各論、刑法総論と各論を融合した基本的事項を学習するものとなっている。そして、刑法基礎演習は、未修1年次の学生が基礎的な知識をより確実なものにできるように位置付けられたものであり、刑事法系演習Ⅰ、刑事法系演習Ⅲはこれらの履修を前提として、具体的事案の教材を使用し法律実務家として必要な事案分析能力や事案解決能力の涵養を目指している。なお、これらすべての科目において、学生の理解度を高めるために、ソクラテス・メソッドを採用入れた授業を行っている。

このような観点から、コアカリキュラムの各項目について、どの科目で取り扱うかを割り振った。ただ、刑法Ⅰ、刑法Ⅱ、刑法基礎演習、刑法総合、刑事法系演習Ⅰ、刑事法系演習Ⅲと進むにつれて難易度も高くなり、「具体的事例に即して説明することができる」能力も高まるよう工夫されている。そして、実務家教員が多い本学において、このことが「理論と実務の架橋」に大いに資するものとなっている。

(2) 刑法における具体的な教育到達目標

第1編 総則

第1章 刑法の基礎理論

1-1-1 総説	「刑法Ⅰ」で扱う。
1-1-2 罪刑法定主義	「刑法Ⅰ」で扱う。
1-1-3 犯罪論の体系	「刑法Ⅰ」で扱う。

第2章 犯罪の積極的成立要件

1-2-1 主体	「刑法Ⅰ」で扱う。
1-2-2 実行行為	「刑法Ⅰ」、「刑法基礎演習」、「刑法総合」、 「刑事法系演習Ⅰ」、「刑事法系演習Ⅲ」で扱う。
1-2-3 結果	「刑法Ⅰ」、「刑法総合」、「刑事法系演習Ⅰ」、 「刑事法系演習Ⅲ」で扱う。
1-2-4 因果関係	「刑法Ⅰ」、「刑法基礎演習」、「刑法総合」、 「刑事法系演習Ⅰ」、「刑事法系演習Ⅲ」で扱う。
1-2-5 不作為犯	「刑法Ⅰ」、「刑法基礎演習」、「刑法総合」、 「刑事法系演習Ⅰ」、「刑事法系演習Ⅲ」で扱う。
1-2-6 故意	「刑法Ⅰ」、「刑法総合」、「刑事法系演習Ⅰ」、 「刑事法系演習Ⅲ」で扱う。
1-2-7 過失	「刑法Ⅰ」、「刑法総合」、「刑事法系演習Ⅰ」で扱う。

第3章 違法性阻却事由

1-3-1 違法性と違法性阻却	「刑法Ⅰ」、「刑法基礎演習」で扱う
1-3-2 法令行為・正当業務行為	「刑法Ⅰ」、「刑法総合」、「刑事法系演習Ⅰ」、 「刑事法系演習Ⅲ」で扱う。
1-3-3 被害者の同意(承諾)	「刑法Ⅰ」、「刑法総合」、「刑事法系演習Ⅰ」で扱う。
1-3-4 正当防衛	「刑法Ⅰ」、「刑法基礎演習」、「刑法総合」、 「刑事法系演習Ⅰ」、「刑事法系演習Ⅲ」で扱う。
1-3-5 緊急避難	「刑法Ⅰ」、「刑法基礎演習」、「刑法総合」、 「刑事法系演習Ⅰ」で扱う。

第4章 責任阻却事由

1-4-1 総説	「刑法Ⅰ」で扱う。
1-4-2 責任能力	「刑法Ⅰ」、「刑法基礎演習」、「刑法総合」、 「刑事法系演習Ⅰ」で扱う。
1-4-3 違法性の意識	「刑法Ⅰ」、「刑法総合」、「刑事法系演習Ⅰ」で扱う。

第5章 未遂犯

1-5-1 総説	「刑法Ⅰ」で扱う。
1-5-2 実行の着手	「刑法Ⅰ」、「刑法基礎演習」、「刑法総合」、 「刑事法系演習Ⅰ」、「刑事法系演習Ⅲ」で扱う。
1-5-3 不能犯	「刑法Ⅰ」、「刑法総合」、「刑事法系演習Ⅰ」で扱う。
1-5-4 中止犯	「刑法Ⅰ」、「刑法総合」、「刑事法系演習Ⅰ」で扱う。

第6章 共犯

1-6-1 総説	「刑法Ⅰ」で扱う。
1-6-2 共同正犯	「刑法Ⅰ」、「刑法基礎演習」、「刑法総合」、 「刑事法系演習Ⅰ」、「刑事法系演習Ⅲ」で扱う。
1-6-3 教唆犯・幫助犯	「刑法Ⅰ」、「刑法基礎演習」、「刑法総合」、 「刑事法系演習Ⅰ」、「刑事法系演習Ⅲ」で扱う。
1-6-4 共犯の諸問題	「刑法Ⅰ」、「刑法総合」、「刑事法系演習Ⅰ」、 「刑事法系演習Ⅲ」で扱う。

第7章 罪数

1-7-1 犯罪の個数	「刑法Ⅰ」、「刑法総合」、「刑事法系演習Ⅰ」で扱う。
1-7-2 罪数の諸形態	「刑法Ⅰ」、「刑法総合」、「刑事法系演習Ⅰ」で扱う。

第8章 刑法の適用範囲

1-8-1 刑法の時間的適用範囲	自学自習に委ねる。
1-8-2 刑法の場所的適用範囲	自学自習に委ねる。

第2編 各則

第1部 個人的法益に対する罪

第1章 生命・身体に対する罪

2-1-1-1 殺人罪	「刑法Ⅱ」,「刑法基礎演習」,「刑法総合」, 「刑事法系演習Ⅰ」で扱う。
2-1-1-2 暴行罪・傷害罪	「刑法Ⅱ」,「刑法基礎演習」,「刑法総合」, 「刑事法系演習Ⅰ」で扱う。
2-1-1-3 危険運転致死傷罪	「刑法Ⅱ」,「刑法総合」,「刑事法系演習Ⅰ」で扱う。
2-1-1-4 凶器準備集合罪	「刑法Ⅱ」,「刑法総合」,「刑事法系演習Ⅰ」で扱う。
2-1-1-5 過失致死傷罪	「刑法Ⅱ」,「刑法総合」,「刑事法系演習Ⅰ」で扱う。
2-1-1-6 堕胎罪	自学自習に委ねる。
2-1-1-7 遺棄罪	「刑法Ⅱ」,「刑法総合」,「刑事法系演習Ⅰ」で扱う。

第2章 自由に対する罪

2-1-2-1 脅迫罪・強要罪	「刑法Ⅱ」,「刑法総合」,「刑事法系演習Ⅰ」で扱う。
2-1-2-2 逮捕・監禁罪	「刑法Ⅱ」,「刑法総合」,「刑事法系演習Ⅰ」で扱う。
2-1-2-3 略取・誘拐罪	重要な事項について「刑法Ⅱ」で扱う。
2-1-2-4 性的自由に対する罪	重要な事項について「刑法Ⅱ」で扱う。

第3章 住居侵入罪

2-1-3	「刑法Ⅱ」,「刑法総合」,「刑事法系演習Ⅰ」で扱う。
-------	----------------------------

第4章 秘密・名誉に対する罪

2-1-4-1 秘密に対する罪	「刑法Ⅱ」,「刑法総合」,「刑事法系演習Ⅰ」で扱う。
2-1-4-2 名誉に対する罪	「刑法Ⅱ」,「刑法総合」,「刑事法系演習Ⅰ」で扱う。

第5章 信用・業務に対する罪

2-1-5	「刑法Ⅱ」,「刑法総合」,「刑事法系演習Ⅰ」, 「刑事法系演習Ⅲ」で扱う。
-------	--

第6章 財産に対する罪

2-1-6-1 財産犯総論	「刑法Ⅱ」で扱う。
2-1-6-2 窃盗罪	「刑法Ⅱ」,「刑法基礎演習」,「刑法総合」, 「刑事法系演習Ⅰ」,「刑事法系演習Ⅲ」で扱う。
2-1-6-3 強盗罪	「刑法Ⅱ」,「刑法基礎演習」,「刑法総合」, 「刑事法系演習Ⅰ」で扱う。
2-1-6-4 詐欺罪	「刑法Ⅱ」,「刑法総合」,「刑事法系演習Ⅰ」, 「刑事法系演習Ⅲ」で扱う。
2-1-6-5 恐喝罪	「刑法Ⅱ」,「刑法総合」,「刑事法系演習Ⅰ」で扱う。
2-1-6-6 横領罪	「刑法Ⅱ」,「刑法総合」,「刑事法系演習Ⅰ」, 「刑事法系演習Ⅲ」で扱う。
2-1-6-7 背任罪	「刑法Ⅱ」,「刑法総合」,「刑事法系演習Ⅰ」で扱う。
2-1-6-8 盗品等に関する罪	「刑法Ⅱ」,「刑法総合」,「刑事法系演習Ⅰ」で扱う。
2-1-6-9 毀棄・隠匿罪	「刑法Ⅱ」,「刑法総合」,「刑事法系演習Ⅰ」で扱う。

第2部 社会的法益に対する罪

第1章 公共の安全に対する罪

2-2-1-1 総説	「刑法Ⅱ」で扱う。
2-2-1-2 騒乱罪	「刑法Ⅱ」で扱う。
2-2-1-3 放火罪・失火罪	「刑法Ⅱ」,「刑法基礎演習」,「刑法総合」, 「刑事法系演習Ⅰ」で扱う。
2-2-1-4 往来妨害罪	「刑法Ⅱ」で扱う。

第2章 偽造罪

2-2-2-1 通貨偽造罪	重要な事項について「刑法Ⅱ」で扱う。
2-2-2-2 文書偽造罪	「刑法Ⅱ」,「刑法基礎演習」,「刑法総合」, 「刑事法系演習Ⅰ」,「刑事法系演習Ⅲ」で扱う。
2-2-2-2-1 総説	
2-2-2-2-2 公文書偽造罪	
2-2-2-2-3 私文書偽造罪	
2-2-2-2-4 電磁的記録不正作出罪	

2-2-2-3 有価証券偽造罪等	重要な事項について「刑法Ⅱ」で扱う。
------------------	--------------------

第3章 風俗に対する罪

2-2-3-1 わいせつの罪	重要な事項について「刑法Ⅱ」で扱う。
2-2-3-2 賭博及び富くじに関する罪	重要な事項について「刑法Ⅱ」で扱う。
2-2-3-3 礼拝所及び墳墓に関する罪	重要な事項について「刑法Ⅱ」で扱う。

第3部 国家的法益に対する罪

第1章 内乱・外患・国交に関する罪

2-3-1	自学自習に委ねる。
-------	-----------

第2章 国家の作用に対する罪

2-3-2-1 公務の執行に対する罪	「刑法Ⅱ」, 「刑法基礎演習」, 「刑法総合」, 「刑事法系演習Ⅰ」で扱う。
2-3-2-2 司法作用に対する罪	「刑法Ⅱ」, 「刑法総合」, 「刑事法系演習Ⅰ」, 「刑事法系演習Ⅲ」で扱う。
2-3-2-3 職権濫用罪	「刑法Ⅱ」, 「刑法総合」, 「刑事法系演習Ⅰ」で扱う。
2-3-2-4 賄賂の罪	「刑法Ⅱ」, 「刑法総合」, 「刑事法系演習Ⅰ」で扱う。

注記:各項目ではとくに判例について言及していないが、これはその学修を不要とする趣旨ではなく、むしろ、条文の学修と同様に、それを当然の前提とする趣旨である。

7. 刑事訴訟法

(1) 考え方

① 現行カリキュラムについて

当法科大学院の法律基本科目としての刑事訴訟法については、講義科目として「刑事訴訟法」、「刑事訴訟法総合」が、演習科目として「刑事法系演習Ⅱ」がそれぞれ開講されている。そして、「刑事訴訟法」は1年次(未修)に、「刑事訴訟法総合」は2年次に、「刑事法系演習Ⅱ」は3年次に置かれている。

② 各科目と「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」との関連及び各科目相互間の関連

「共通的な到達目標モデル」では、教授すべき内容が網羅的に挙げられているが、当法科大学院における上記各科目はいずれも15コマずつで実施されることから、第二次修正案で示す内容をすべて扱うのは困難である。そこで、自学自習に委ねる部分を明確化した上で、どの項目に重点を置いて授業を行うかを検討して刑事訴訟法関係のカリキュラムを策定している。

i 刑事訴訟法

「刑事訴訟法」は、刑事訴訟の基本原則、捜査手続及び公判手続に関する基礎的事項を扱い、これらを体系的に理解できるようにして、刑事手続全体の流れ、主要な制度の内容・制度趣旨を修得させる。

ii 刑事訴訟法総合

「刑事訴訟法総合」は、「刑事訴訟法」の履修を前提とし、具体的事例や重要判例を素材にして、体系的な理論の再学習を行い、刑事手続をいわば立体的に理解できるようにするとともに、具体的事例への適用・判断能力を身に付けさせることを目指す。

iii 刑事法系演習Ⅱ

「刑事法系演習Ⅱ」は、刑事訴訟法の体系的理解を有することを前提に、具体的設例を題材にして基本判例及び実務的な処理方法を双方向の議論を通じて検討させることで、刑事訴訟法に関する理解を深め、具体的事案の解決能力を養うことを目標としている。

③ まとめ

当法科大学院における刑事訴訟法科目は、上記のとおり4つの科目からなるが、このうち「刑事訴訟法」は、1年次(未修)を対象に刑事手続に関する基本的な事項を学習し、「刑事訴訟法総合」は、「刑事訴訟法」の履修を前提に、刑事訴訟法についての基本的理解を再確認するとともに具体的事案や判例を素材にしてソクラテスマソッドを含む授業により、事例分析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力の習得を目指す。その上で「刑事法系演習Ⅱ」においては、1年次、2年次における学習を発展させて、具体的事案の処理能力、これに合わせて起案能力を涵養することを目標とする。そして、以上のような段階的な学習を通じて、刑事訴訟手続を一体のものとして各制度相互間の有機的関連性を含めて理解することが可能となり、さらには法科大学院教育と卒業後の実務家教育の架橋となることを期待できる。

以上のような観点で、コアカリキュラムの各科目について、どの科目でどの事項を取り扱うのかを割り振っている。

(2) 刑事訴訟法における具体的な教育到達目標

総論

第1章 刑事訴訟法の基本原理

	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
--	------------------------------

第2章 手続の関与者

第1節 裁判所	
1-1 裁判所の意義	「刑事訴訟法」で扱う。
1-2 管轄	自学自習に委ねる。
第2節 検察官	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
第3節 司法警察職員	「刑事訴訟法」で扱う。
第4節 弁護士	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。

第1編 捜査

第1章 任意捜査と強制捜査

第1節 強制処分法定主義	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
第2節 強制捜査と任意捜査の区別及びそれぞれの適法性の判断	
2-1 任意捜査と強制捜査の区別	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
2-2 強制捜査の適法性の判断	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。

2-3 任意捜査の適法性の判断	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
-----------------	---

第2章 捜査の端緒

1-2-1 第1節 意義と種類	「刑事訴訟法」で扱う。
1-2-2 第2節 告訴・告発	「刑事訴訟法」で扱う。
1-2-3 第3節 職務質問	「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
1-2-4 第4節 所持品検査	「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
1-2-5 第5節 自動車検問	「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。

第3章 被疑者の身体拘束

1-3-1 第1節 身体拘束処分と令状主義	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
第2節 逮捕	
1-3-2-1 逮捕の種類	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
1-3-2-2 通常逮捕	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
1-3-2-3 現行犯逮捕	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
1-3-2-4 緊急逮捕	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
1-3-2-5 逮捕後の手続	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
第3節 勾留	
1-3-3-1 実体的要件	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
1-3-3-2 勾留の手続	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
1-3-3-3 勾留の期間	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
1-3-3-4 勾留の場所	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
1-3-3-5 勾留に対する不服申立等	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
1-3-3-6 起訴後の勾留	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
第4節 逮捕・勾留に関する諸問題	
1-3-4-1 逮捕前置主義	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
1-3-4-2 身体拘束処分の効力が及ぶ範囲	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
1-3-4-3 一罪一逮捕一勾留の原則	「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
1-3-4-4 別件逮捕・勾留と余罪の取調べ	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。

第4章 供述証拠の収集・保全

第1節 被疑者の取調べ	
1-1 取調べの手続	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。

1-2 任意同行	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
1-3 任意出頭・同行後の取調べ	「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
1-4 逮捕・勾留中の取調べ	
1-4-1 取調べ受忍義務の有無	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
1-4-2 余罪取調べの限界	「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
第2節 参考人の取調べ	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。

第5章 搜索・押収

第1節 意義	「刑事訴訟法」で扱う。
第2節 搜索・押収と令状主義	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
第3節 搜索・差押えの対象	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
第4節 令状による搜索・差押え	
4-1 実体的要件	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
4-2 搜索差押令状の記載	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
4-3 搜索・差押えの実施	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
4-4 搜索・差押えの範囲	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
第5節 令状によらない搜索・差押え	
5-1 逮捕に伴う搜索・差押えの実質的根拠	「刑事訴訟法」で扱う。
5-2 逮捕に伴う搜索・差押えの対象物	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
5-3 逮捕に伴う搜索・差押えの範囲	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。

第6章 検証・鑑定・体液の採取

第1節 検証	
1-1 意義	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
1-2 身体検査	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
第2節 鑑定	「刑事訴訟法」で扱う。
第3節 体液の採取	
3-1 強制採尿	「刑事訴訟法」で扱う。
3-1-1 その許容性	「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
3-1-2 実体的要件	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
3-1-3 令状の方式	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
3-1-4 採尿のための連行	「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。

3-2 強制採血	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
----------	---

第7章 その他の捜査手段

第1節 写真撮影・ビデオ撮影	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
第2節 通信・会話の傍受	「刑事訴訟法総合」で扱う。
2-1 通信・会話の傍受の合憲性	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
2-2 通信・会話の傍受の法的性質	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
2-3 通信傍受法	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
第3節 会話の一方当事者による秘密録音	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
第4節 おとり捜査	「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。

第8章 被疑者の権利

第1節 黙秘権(自己負罪拒否特権)	
1-1 権利保障の趣旨	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
1-2 権利保障の対象	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
1-3 権利保障の効果	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
1-4 刑事免責	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
第2節 弁護人の援助を受ける権利	
2-1 弁護人の選任	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
2-2 被疑者国選弁護	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
2-3 接見交通権	
2-3-1 意義	「刑事訴訟法」で扱う。
2-3-2 接見指定	
2-3-2-1 接見指定の要件	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
2-3-2-2 接見指定のための措置	「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
2-3-2-3 接見指定の合憲性	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
2-3-2-4 起訴後の余罪捜査と接見指定	「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
2-3-3 弁護人以外の者との接見交通	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
第3節 証拠保全	自学自習に委ねる。

第9章 違法捜査に対する救済

第1節 総説	
第2節 準抗告	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。

第10章 捜査の終結

第1節 警察における捜査の終結	自学自習に委ねる。
第2節 起訴後の捜査	「刑事訴訟法総合」で扱う。

第2編 公訴の提起

第1章 公訴権の運用とその規制

第1節 検察官の事件処理	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
第2節 公訴提起の基本原則	
2-1 国家訴追主義・起訴独占主義	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
2-2 起訴便宜主義	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
第3節 公訴権運用の規制	
3-1 不起訴処分に対する規制	自学自習に委ねる。
3-1-1 検察審査会	「刑事訴訟法」で扱う。
3-1-2 付審判請求手続	「刑事訴訟法」で扱う。
3-2 起訴処分に対する規制	「刑事訴訟法」で扱う。

第2章 公訴提起の要件と手続

第1節 公訴提起の要件	
1-1 公訴提起の要件の意義	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
1-2 公訴時効	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
1-3 親告罪における告訴	「刑事訴訟法」で扱う。
1-4 公訴提起の要件の追完	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
第2節 公訴提起の手続	
2-1 公訴提起の手続	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
2-2 被告人の確定	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
2-3 起訴状一本主義と予断の防止(排除)	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。

第3編 訴因

第1章 訴因制度の意義

3-1 訴因と公訴事実, 訴因の機能	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
--------------------	---

第2章 訴因の明示・特定

3-2 訴因の明示・特定の基準	「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
-----------------	--------------------------------

第3章 訴因と裁判所の審理の範囲——罪の一部起訴

3-3 訴因と裁判所の審理の範囲	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
------------------	---

第4章 訴因の変更

3-4-1 第1節 訴因変更の要否	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
3-4-2 第2節 訴因変更の可否	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
3-4-3 第3節 訴因変更の許否	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
3-4-4 第4節 訴因変更命令	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。

3-4-5 第5節 罰条変更	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
3-4-6 第6節 罪数判断の変化と訴因	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
3-4-7 第7節 公訴提起の要件と訴因	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。

第4編 公判

第1章 公訴提起後の手続

4-1 主要な手続の流れ	「刑事訴訟法」で扱う。
--------------	-------------

第2章 裁判官の除斥・忌避・回避

4-2	自学自習に委ねる。
-----	-----------

第3章 被告人

4-3-1 第1節 被告人の訴訟能力	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
第2節 被告人の出頭確保	
4-3-2-1 被告人の出頭	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
4-3-2-2 起訴後の勾留	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
4-3-2-3 保釈及び勾留の執行停止	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。

第4章 弁護制度

4-4-1 第1節 弁護人の訴訟法上の地位	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
4-4-2 第2節 国選弁護	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
4-4-3 第3節 必要的弁護	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。

第5章 公判前整理手続

4-5-1 第1節 目的	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
4-5-2 第2節 手続の流れ	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
4-5-3 第3節 証拠開示制度	「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
4-5-4 第4節 公判手続との関係	「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
4-5-5 第5節 期日間整理手続	「刑事訴訟法」で扱う。

第6章 公判手続

4-6-1 第1節 手続の進行と内容	「刑事訴訟法」で扱う。
4-6-2 第2節 弁論の分離・併合	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
4-6-3 第3節 公判手続の停止・更新	自学自習に委ねる。
4-6-4 第4節 簡易公判手続及び即決裁判手続	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。

第7章 迅速な裁判

4-7	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
-----	------------------------------

第8章 裁判員の参加する裁判

4-8 裁判員制度の基本構造	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
----------------	------------------------------

第9章 犯罪被害者の参加

4-9-1 第1節 犯罪被害者等の意見陳述	「刑事訴訟法」で扱う。
4-9-2 第2節 被害者参加制度	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。

第5編 証拠

第1章 証拠法総論

5-1-1 第1節 証拠の意義・種類と事実認定	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
5-1-2 第2節 証拠能力と証明力	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
第3節 証拠裁判主義	
5-1-3-1 証拠裁判主義の意義	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
5-1-3-2 厳格な証明と自由な証明	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
5-1-4 第4節 自由心証主義	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
第5節 証拠の関連性	
5-1-5-1 関連性の意義	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
5-1-5-2 悪性格・類似行為の立証	「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
5-1-5-3 科学的証拠	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
5-1-6 第6節 証明の必要	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
5-1-7 第7節 証明の程度	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
第8節 挙証責任と推定	
5-1-8-1 挙証責任の概念	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
5-1-8-2 推定規定	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
5-1-8-3 挙証責任の転換	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。

第2章 自白

第1節 自白の証拠能力	
5-2-1-1 自白法則の趣旨	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
5-2-1-2 約束による自白	「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
5-2-1-3 偽計による自白	「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
5-2-1-4 違法な手続で獲得された自白	「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
5-2-1-5 派生証拠の証拠能力	「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
5-2-1-6 任意性の立証	「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。

第2節 補強証拠	
5-2-2-1 補強法則の趣旨	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
5-2-2-2 補強証拠の内容	「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。

第3章 伝聞証拠

5-3-1 第1節 伝聞証拠の意義	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
第2節 伝聞例外	
5-3-2-1 供述代用書面	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
5-3-2-1-1 供述書と供述録取書	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
5-3-2-1-2 被告人以外の者の供述を内容とする書面	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
5-3-2-1-3 被告人の供述を内容とする書面	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
5-3-2-1-4 特に信用すべき書面	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
5-3-2-2 伝聞供述	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
5-3-2-3 再伝聞	「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
5-3-3 第3節 任意性の調査	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
5-3-4 第4節 同意書面	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
5-3-5 第5節 合意書面	「刑事訴訟法」で扱う。
5-3-6 第6節 証明力を争うための証拠	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
5-3-7 第7節 写真・録音テープ・ビデオテープ	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。

第4章 違法収集証拠

5-4-1 第1節 違法収集証拠排除の根拠	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
5-4-2 第2節 証拠排除の基準	「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
5-4-3 第3節 派生証拠の証拠能力	「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
5-4-4 第4節 排除申立適格	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
5-4-5 第5節 当事者の同意	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
5-4-6 第6節 私人による違法収集証拠	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。

第5章 証拠調べの手続

5-5-1 第1節 証拠調べの手続	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
----------------------	------------------------------

5-5-2 第2節 証人尋問	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
5-5-3 第3節 証人の保護	「刑事訴訟法」で扱う。
5-5-4 第4節 被告人質問	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
5-5-5 第5節 鑑定	自学自習に委ねる。

第6編 裁判

第1章 裁判の意義と種類

6-1	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
-----	------------------------------

第2章 裁判の成立

6-2 裁判の成立とその効果	「刑事訴訟法」で扱う。
----------------	-------------

第3章 形式裁判

6-3	「刑事訴訟法」で扱う。
-----	-------------

第4章 実体裁判

6-4-1 第1節 有罪判決	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
6-4-2 第2節 量刑	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。

第5章 裁判の効力

6-5-1 第1節 裁判の確定と効力	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
6-5-2 第2節 内容的拘束力(内容的確定力)	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
第3節 一事不再理効	
6-5-3-1 一事不再理効の意義・根拠	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
6-5-3-2 一事不再理効の発生事由	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。
6-5-3-3 一事不再理効の客観的範囲	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。 「刑事法系演習Ⅱ」で扱う。
6-5-3-4 一事不再理効の時間的範囲	「刑事訴訟法」で扱う。 「刑事訴訟法総合」で扱う。

第7編 上訴・再審

第1章 上訴

第1節 上訴の基本原則	
7-1-1-1 上訴の意義	「刑事訴訟法」で扱う。
7-1-1-2 上訴権	「刑事訴訟法」で扱う。
7-1-1-3 上訴の範囲	「刑事訴訟法」で扱う。
7-1-1-4 不利益変更の禁止	「刑事訴訟法」で扱う。
7-1-1-5 破棄判決の拘束力	自学自習に委ねる。
第2節 控訴	
2-1 控訴申立手続	「刑事訴訟法」で扱う。
2-2 控訴理由	「刑事訴訟法」で扱う。
2-3 控訴審の審理	「刑事訴訟法」で扱う。
7-1-3 第3節 上告	「刑事訴訟法」で扱う。
7-1-4 第4節 抗告等	「刑事訴訟法」で扱う。

第2章 再審

7-2-1 第1節 再審の意義	「刑事訴訟法」で扱う。
7-2-2 第2節 再審の手続	自学自習に委ねる。
7-2-3 第3節 再審事由	自学自習に委ねる。

8. 民事訴訟実務の基礎

(1) 民事訴訟実務の基礎における具体的な教育到達目標

第1章 要件事実の理解に関する共通的教育到達目標

1-1 訴訟物	「民事訴訟実務の基礎」で扱う。
1-2 攻撃防御方法	「民事訴訟実務の基礎」で扱う。
1-3 具体的設例における分析	「民事訴訟実務の基礎」で扱う。
1-4 表現能力	「民事訴訟実務の基礎」で扱う。

第2章 事実認定の理解に関する共通的教育到達目標

2-1 認否	「民事訴訟実務の基礎」で扱う。
2-2 事実認定の構造	「民事訴訟実務の基礎」で扱う。
2-3 証拠	「民事訴訟実務の基礎」で扱う。
2-4 経験則	「民事訴訟実務の基礎」で扱う。

第3章 典型的な紛争解決手続である民事訴訟手続の理解に関する共通的教育到達目標

3-① 民事訴訟手続の各段階における裁判所や訴訟代理人の役割、 活動内容等	「民事訴訟実務の基礎」で扱う。
3-② 民事保全制度の意義と機能、被保全権利と保全の必要性等	自学自習に委ねるが、「民事執行法・民事保全法」 の履修により、 <u>その一部</u> を学習することが可能である。
3-③ 民事執行制度の意義と機能、債務名義、執行の種類・方法等	自学自習に委ねるが、「民事執行法・民事保全法」 の履修により、 <u>その一部</u> を学習することが可能である。

9. 刑事訴訟実務の基礎

(1) 考え方

当法科大学院の法律実務基礎科目の一つである当科目は、2年次に置かれ、それまでに修得した刑法及び刑事訴訟法の理論的知識を実務的に応用出来る能力を養成し、将来携わる刑事実務への導入を図ることを目的としている。

上記目的を実現するために、実際の事件記録を基にした模擬記録等を使用して、実体法上及び訴訟法上の問題点を検討させ、刑事手続の一連の流れの中で、検察官(警察官)、弁護士(被疑者・被告人)、裁判所(裁判官)がそれぞれどのような訴訟活動を展開していくのかを、具体的に理解させるような授業を行う。公判手続については、法廷教室における模擬裁判により、訴訟行為の疑似体験をさせる方法も採り入れる。

なお、後記「実体形成能力に関する共通の到達目標」に関しては、3年次に置かれた「刑事事実認定論」において、より広範でかつ掘り下げた問題を扱うことにより、標記能力の一層の涵養を目指すこととする。

(2) 共通の到達目標－各論－

第1章 手続追行能力に関する共通の到達目標

1-1 捜査手続	「刑事訴訟実務の基礎」で扱う。 「○捜索・差押え、鑑定、検証等の意義・要件」の項目は自学自習に委ねる。
1-2 起訴前弁護	「刑事訴訟実務の基礎」で扱う。
1-3 被疑者(被告人)の身柄拘束手続	「刑事訴訟実務の基礎」で扱う。
1-4 公訴提起・追行及び審判対象を巡る問題	「刑事訴訟実務の基礎」で扱う。 「○訴訟における訴因の役割・意義」「○訴因に対する求釈明の役割・意義」「○公訴事実の同一性の意義・機能」の項目は自学自習に委ねる。
1-5 公判前整理手続	「刑事訴訟実務の基礎」で扱う。
1-6 公判審理及び証拠・証拠調べ手続	「刑事訴訟実務の基礎」で扱う。

第2章 実体形成能力に関する共通の到達目標

	「刑事訴訟実務の基礎」で扱う。 「○証拠裁判主義及び主要事実の挙証責任の所在の意義」の項目は自学自習に委ねる。
--	--

10. 法曹倫理

(1) 法曹倫理における具体的な教育到達目標

第1章 法曹の使命・役割と職業倫理

1 法曹の使命・役割と職業倫理	「法曹倫理」で扱う。
-----------------	------------

第2章 弁護士倫理(弁護士の職務責任と規範)

2-1 弁護士の基本倫理 2-1-1 誠実義務 2-1-2 利益相反 2-1-3 守秘義務 2-1-4 真実義務	「法曹倫理」で扱う。
2-2 弁護士と依頼者の関係 2-2-1 受任時 2-2-2 受任中の事件処理 2-2-3 辞任 2-2-4 裁判外業務に特有の問題	「法曹倫理」で扱う。
2-3 相手方との関係	「法曹倫理」で扱う。
2-4 他の弁護士との関係および裁判関係	自学自習に委ねる。
2-5 刑事弁護の倫理 2-5-1 弁護人の誠実義務と真実義務 2-5-2 国選弁護人の倫理 2-5-3 被害者、第三者との関係	「法曹倫理」で扱う。
2-6 組織内弁護士の倫理	自学自習に委ねる
2-7 経営者としての弁護士 2-7-1 社会的責任 2-7-2 依頼者との金銭関係 2-7-3 広告活動 2-7-4 兼業 2-7-5 弁護士業務の業態	自学自習に委ねる
2-8 弁護士の公共的責任	「法曹倫理」で扱う。
2-9 弁護士自治	「法曹倫理」で扱う。

第3章 裁判官の倫理

3 裁判官の倫理	「法曹倫理」で扱う。
----------	------------

第4章 検察官の倫理

4 検察官の倫理	「法曹倫理」で扱う。
----------	------------